

令和3年分『確定申告及び住民税申告』のお知らせ！

令和3年分の『確定申告及び住民税申告』の受付を下記のとおり実施します。
今年度の申告もコロナウイルス感染防止のため、1日の受付に人数制限を設けます。
そのため、事前に電話での予約が必要です。（提出のみは予約不要）

※事前の電話予約は2月7日より随時行っております。

場 所：村役場内（総務課 987-2321）

期 間：令和4年2月16日（水）～3月15日（火）※土日、祝祭日を除く
お越しいただく前に必ず検温を済ませ、入室の際はアルコール消毒をお願いします。

時 間：午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

◎持参するもの

- ①税務署から送付された確定申告書又は役場から送付された住民税申告書
- ②令和3年中の収入(所得)が分かるもの
 - 給与収入の方は、源泉徴収票、給与明細等
 - 事業収入の方は、収入と経費の分かる帳簿・領収書等
- ③各種控除に必要な領収書・証明書等
 - 社会保険料・医療費の領収書等
 - 生命保険料・地震保険料等の控除証明書
 - 障害者手帳、その他控除を受ける領収書・証明書等
- ④マイナンバーカード(個人番号カード)
 - 通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写しと
運転免許証、パスポート、在留カード、保険証、身体障害者手帳などのいずれか1つ
 - 控除対象配偶者や控除対象扶養親族の方のマイナンバーの記載も必要です。

◆所得税の確定申告が必要な方

- ①給与収入が2,000万円を超える方
- ②給与を1か所から受けていて、年末調整済みだが、各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方
※給与の収入金額から、所得控除の合計額(雑損控除・医療費控除・寄附金控除及び基礎控除を除く)を差し引いた残りの金額が150万円以下で、更に各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円以下の方は申告不要
- ④公的年金等の雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある。

◆村・県民税の申告(住民税申告)が必要な方

- ①令和4年1月1日現在、本村に住民登録があり、所得税の確定申告をしていない方
- ②給与・公的年金以外の所得がある方
- ③給与所得のみで、事業主から給与支払報告書が提出されていない方
- ④無収入だが、扶養手当や児童手当及びその他福祉・健康保険関係等の手続きに所得証明等の税務証明書が必要な方(村営住宅入居者も家賃算定のため申告が必要)
- ⑤国民健康保険に加入している方及びその世帯主で、所得税の確定申告、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が提出されていない方

◆確定申告ができる方

- ①年末調整済みの給与所得者で、雑損控除・医療費控除・寄附金控除・住宅借入金等特別控除を受ける方
- ②給与所得者で前年中に退職し、年末調整を受けなかった方

